

令和2年3月5日

一般社団法人日本人材派遣協会会長 殿

## 新型コロナウイルス感染症に係る 派遣労働者の雇用維持等に対する配慮に関する要請書

労働者派遣事業関係業務の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く感謝申し上げます。  
今般の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組により、事業活動及び雇用への重大な影響が生じることが懸念されており、特に、急激な事業変動の影響を受けやすい派遣労働者については、その解雇・雇止めにより、生活の基盤となる職場を失うおそれがあります。

このため、派遣元事業主の皆様におかれても、「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」（平成11年労働省告示第137号）に規定する派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置を講じていただくとともに、派遣労働者の雇用の安定とその保護を図るための最大限の御配慮をお願いいたします。

具体的には、労働者派遣契約の解除等により派遣労働者の就業場所が確保できない場合であっても、派遣先と協力しながら従業員の休暇に伴う代替人員を求める別の派遣先等の就業場所を確保していただくなど派遣労働者の新たな就業機会の確保を図るようお願いいたします。

また、上記の就業機会の確保ができない場合でも、休業等により労働者の雇用の維持を図った場合に、それに要した休業手当等の一部を助成する雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主に対する支給要件の緩和等の特例を措置済み。加えて、北海道のように緊急事態宣言を発出して活動の自粛を要請している地域に対しては、生産指標要件の更なる緩和、助成率の引き上げ等の措置を予定。）を活用いただき、まずは休業等を行い、雇用の維持を図っていただくようお願いいたします。

さらに、小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援として、労働者を有給（賃金全額支給）で休ませる企業に対する新たな助成金が創設されます。こうした助成等も柔軟に活用し、派遣労働者が安心して休むことができるよう御配慮をお願いいたします。

併せて、新型コロナウイルスへの感染や、新型コロナウイルスに関連して労働者が休暇を取得したこと等を理由とするハラスメントが行われることのないよう、こうしたハラスメントを行ってほしくない旨を労働者に周知・啓発する、適切な相談対応を行うなど、適切な対応を徹底していただくようお願いいたします。

派遣労働者の雇用維持・確保等に向けて、上記のとおり、貴団体の会員企業に対し、御協力をお願いしたく、周知啓発されるようお願い申し上げます。

厚生労働省職業安定局長

小 林 洋 司

令和2年3月5日

一般社団法人日本生産技能労務協会会長 殿

## 新型コロナウイルス感染症に係る 派遣労働者の雇用維持等に対する配慮に関する要請書

労働者派遣事業関係業務の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く感謝申し上げます。今般の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組により、事業活動及び雇用への重大な影響が生じることが懸念されており、特に、急激な事業変動の影響を受けやすい派遣労働者については、その解雇・雇止めにより、生活の基盤となる職場を失うおそれがあります。

このため、派遣元事業主の皆様におかれても、「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」（平成11年労働省告示第137号）に規定する派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置を講じていただくとともに、派遣労働者の雇用の安定とその保護を図るための最大限の御配慮をお願いいたします。

具体的には、労働者派遣契約の解除等により派遣労働者の就業場所が確保できない場合であっても、派遣先と協力しながら従業員の休暇に伴う代替人員を求める別の派遣先等の就業場所を確保していただくなど派遣労働者の新たな就業機会の確保を図るようお願いいたします。

また、上記の就業機会の確保ができない場合でも、休業等により労働者の雇用の維持を図った場合に、それに要した休業手当等の一部を助成する雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主に対する支給要件の緩和等の特例を措置済み。加えて、北海道のように緊急事態宣言を発出して活動の自粛を要請している地域に対しては、生産指標要件の更なる緩和、助成率の引き上げ等の措置を予定。）を活用いただき、まずは休業等を行い、雇用の維持を図っていただくようお願いいたします。

さらに、小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援として、労働者を有給（賃金全額支給）で休ませる企業に対する新たな助成金が創設されます。こうした助成等も柔軟に活用し、派遣労働者が安心して休むことができるよう御配慮をお願いいたします。

併せて、新型コロナウイルスへの感染や、新型コロナウイルスに関連して労働者が休暇を取得したこと等を理由とするハラスメントが行われることのないよう、こうしたハラスメントを行ってほしくない旨を労働者に周知・啓発する、適切な相談対応を行うなど、適切な対応を徹底していただくようお願いいたします。

派遣労働者の雇用維持・確保等に向けて、上記のとおり、貴団体の会員企業に対し、御協力をお願いしたく、周知啓発されるようお願い申し上げます。

厚生労働省職業安定局長

小 林 洋 司

令和2年3月5日

一般社団法人NEOA代表理事 殿

## 新型コロナウイルス感染症に係る 派遣労働者の雇用維持等に対する配慮に関する要請書

労働者派遣事業関係業務の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く感謝申し上げます。今般の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組により、事業活動及び雇用への重大な影響が生じることが懸念されており、特に、急激な事業変動の影響を受けやすい派遣労働者については、その解雇・雇止めにより、生活の基盤となる職場を失うおそれがあります。

このため、派遣元事業主の皆様におかれても、「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」（平成11年労働省告示第137号）に規定する派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置を講じていただくとともに、派遣労働者の雇用の安定とその保護を図るための最大限の御配慮をお願いいたします。

具体的には、労働者派遣契約の解除等により派遣労働者の就業場所が確保できない場合であっても、派遣先と協力しながら従業員の休暇に伴う代替人員を求める別の派遣先等の就業場所を確保していただくなど派遣労働者の新たな就業機会の確保を図るようお願いいたします。

また、上記の就業機会の確保ができない場合でも、休業等により労働者の雇用の維持を図った場合に、それに要した休業手当等の一部を助成する雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主に対する支給要件の緩和等の特例を措置済み。加えて、北海道のように緊急事態宣言を発出して活動の自粛を要請している地域に対しては、生産指標要件の更なる緩和、助成率の引き上げ等の措置を予定。）を活用いただき、まずは休業等を行い、雇用の維持を図っていただくようお願いいたします。

さらに、小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援として、労働者を有給（賃金全額支給）で休ませる企業に対する新たな助成金が創設されます。こうした助成等も柔軟に活用し、派遣労働者が安心して休むことができるよう御配慮をお願いいたします。

併せて、新型コロナウイルスへの感染や、新型コロナウイルスに関連して労働者が休暇を取得したこと等を理由とするハラスメントが行われることのないよう、こうしたハラスメントを行ってほしくない旨を労働者に周知・啓発する、適切な相談対応を行うなど、適切な対応を徹底していただくようお願いいたします。

派遣労働者の雇用維持・確保等に向けて、上記のとおり、貴団体の会員企業に対し、御協力をお願いしたく、周知啓発されるようお願い申し上げます。

厚生労働省職業安定局長

小林 洋 司

# 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ 雇用調整助成金の特例措置を追加します

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主すべてを対象に、休業等の初日が、令和2年1月24日から令和2年7月23日までの場合に下記の件を適用していますが、

- ①休業等計画届の事後提出を可能
- ②生産指標の確認対象期間を1ヶ月に短縮
- ③最近3ヶ月の雇用指標が対前年比増加でも助成対象
- ④事業所設置後1年未満事業主についても助成対象
- ⑤クーリング期間の撤廃(追加)
- ⑥被保険者期間要件の撤廃(追加)

今般、緊急事態宣言を発出して活動の自粛を要請している地域については上記に加え、以下の特例措置を追加します。

## 【特例措置の追加内容】

### ① 生産指標要件の撤廃

助成金支給の生産指標要件を、当該地域に所在する事業主に対しては満たすものとして扱います。

### ② 助成率の引き上げ

【中小企業】2/3 ⇒ 4/5 【大企業】1/2 ⇒ 2/3

### ③ 雇用保険被保険者でない労働者も対象

雇用保険被保険者でない労働者の休業に対しても助成します。

## 【新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「経済上の理由」とは】

以下のような経営環境の悪化については経済上の理由に当たり、それによって事業活動が縮小して休業等を行った場合は助成対象となります。

(経済上の理由例)

- ・取引先が新型肺炎の影響を受けて事業活動を縮小した結果、受注量が減ったために事業活動が縮小してしまった場合。
- ・国や自治体等からの市民活動の自粛要請の影響により、外出等が自粛され客数が減ったために事業活動が縮小してしまった場合。
- ・風評被害により観光客の予約のキャンセルが相次ぎ、これに伴い客数が減ったために事業活動が縮小してしまった場合。

## 【その他の支給要件】

その他、雇用保険の適用事業所であること等の支給要件があります。詳細については最寄りの労働局の助成金相談窓口にお尋ねください。



令和2年3月3日作成

※順次更新し、厚生労働省HP(新型コロナウイルスに関するQ&A(労働者の方向け))に最新情報を掲載します。

## 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

**小学校等（※）の臨時休業により保護者が休職した場合等に、非正規雇用の方を含め、労働基準法の年次有給休暇とは別に、有給の休暇を取得させた企業に対する助成制度を創設します！**

※ 小学校等とは、小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、特別支援学校（高校まで）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等をいいます。



**小学校等の臨時休業等により子どもの世話が必要となる労働者に有給の休暇を取得させましょう！**

### 【特例の対象となる企業・特例措置の内容】

○ **臨時休業した小学校等に通う子の保護者の方々に対して、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた企業**

\* **有給の休暇は、労働基準法に定める年次有給休暇とは別である必要があります。**

※ 就業規則の改定による新たな休暇制度の導入を必ずしも求めるものではありません。

○ **令和2年2月27日から3月31日までに取得した有給休暇が対象です。**

#### 助成内容

令和2年2月27日から3月31日において、**有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額**

\* 1日1人当たり**8,330円**を助成の上限とします。

\* 大企業、中小企業ともに同様です。

\* 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれがある小学校等に通う子の保護者に対する有給の休暇に関しても、対象となります。

◎申請の受付はまだ開始していません。申請期間や手続が決まり次第、早急に周知します。

◎制度の詳しい支給要件や申請書類等についても、詳細が固まり次第、厚生労働省HPや都道府県労働局から周知します。

新型コロナ 休暇支援

検索



厚生労働省・都道府県労働局

令和2年3月3日作成